

石川県公報

平成26年3月14日
第12679号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○青少年に有害な興行の指定（少子化対策監室）	1	○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○青少年に有害な図書等の指定（同）	1	○入札公告（少子化対策監室）	7
○一般国道の区域の変更（道路整備課）	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	
○一般国道の供用の開始（同）	2		（経営支援課） 8
○県道の区域の変更（同）	3	○平成25年度後期技能検定合格者公告（労働企画課）	9
○県道の供用の開始（同）	3	○農業委員会が行う交換分合計画の認可公告	
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（同）	3		（経営対策課） 18
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定の告示（同）	4	○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告（監理課）	18
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の告示（同）	4		
		公安委員会	
		○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	20
		○地域交通安全活動推進委員の委嘱	20

告 示

石川県告示第78号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	新人女子社員 淫乱 秘 検診	新 日 本 映 像
〃	鉄格子の女 私を苛めないで	〃
〃	お天気キャスター 晴れのち濡れて	オ ー ピ ー 映 画
〃	恥ずかしい人妻 濡れまくる昼下がり	新 東 宝 映 画
〃	甘い鞭 ディレクターズロングバージョン	K A D O K A W A
〃	華魂	渋谷プロダクション
〃	ウルフ・オブ・ウォールストリート (原題) THE WOLF OF WALL STREET	パラマウントピクチャーズ

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年3月14日

石川県告示第79号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害な

ものとして指定した。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2014年 4月号 (04333-04)	(株)ダブリュエスコーポレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2014年 4月号 (06805-04)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2014年4月号 (86663-04)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年3月14日

石川県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成26年3月14日から同月31日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	珠洲市馬縹町ヌ字11番1地先から 珠洲市馬縹町イ字2番12地先まで	旧	8.14 ~ 43.37	1329.4	珠 洲 土 木 事 務 所 維 持 管 理 課
	珠洲市馬縹町ヌ字11番1地先から 珠洲市馬縹町ニ字5番3地先まで	新	16.75 ~ 101.72	125.9	
	珠洲市馬縹町ニ字4番3地先から 珠洲市馬縹町壱字44番1地先まで		10.25 ~ 108.00	1024.8	
	珠洲市馬縹町弐字108番1地先から 珠洲市馬縹町壱字44番1地先まで		17.07 ~ 82.97	509.1	
	珠洲市馬縹町ニ字5番9地先から 珠洲市馬縹町壱字47番地先まで		8.14 ~ 43.37	1147.1	

石川県告示第81号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年3月14日から同月31日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	珠洲市馬縹町ヌ字11番1地先から 珠洲市馬縹町ニ字5番3地先まで	平成26年3月14日	珠洲土木事務所維持管理課

石川県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年3月14日から同月31日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢小松線	小松市北浅井町ち45番1地先から 小松市北浅井町乙71番1地先まで	旧	11.20～14.50	569.1	南加賀土木総合事務所維持管理課
		新	11.70～16.30	569.1	
能都穴水線	鳳珠郡穴水町字鹿波四式4番3地先から 鳳珠郡穴水町字鹿波四式99番10番地先まで	旧	7.21～15.81	77.2	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	9.44～30.61	77.2	

石川県告示第83号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年3月14日から同月31日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢小松線	小松市北浅井町ち45番1地先から 小松市北浅井町乙71番1地先まで	平成26年3月14日	南加賀土木総合事務所維持管理課
能都穴水線	鳳珠郡穴水町字鹿波四式4番3地先から 鳳珠郡穴水町字鹿波四式99番10番地先まで	〃	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第84号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	金沢港線	金沢市長田一丁目165番地先から 金沢市中橋町9番地先までの上り線	平成26年3月14日
県 道	金沢田鶴浜線	金沢市長田町301番地先から 金沢市広岡二丁目1210番地先までの上下線	

石川県告示第85号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台四丁目2番2地先から 河北郡内灘町字大根布り251番1地先まで

2 指定する期日

平成26年4月1日

石川県告示第86号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	松任宇ノ気線	白山市中新保町311番地先から 白山市乾町157番4地先まで
県 道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台四丁目2番2地先から 河北郡内灘町字大根布り251番1地先まで

2 指定する期日

平成26年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

石川県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大桑1号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線、標柱8号から標柱12号までを1級幹線79号法島・大桑線に沿って結んだ線、標柱12号から標柱14号までを順次直線で結んだ線並びに標柱14号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
金沢市長坂町丑14番4	1号
〃 〃 〃14番5	2号
〃 野田町9番1	3号
〃 〃 〃	4号
〃 〃 〃	5号
〃 〃 〃	6号
〃 平和町二丁目114番2	7号
〃 西大桑町501番	8号
〃 〃 506番	9号
〃 〃 601番	10号
〃 大桑町平225番7	11号
〃 〃 〃225番12	12号
〃 〃 〃225番3	13号
〃 〃 〃226番6	14号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

2 法島町2号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを1級幹線79号法島・大桑線に沿って結んだ線、標柱5号及び標柱6号を直線で結んだ線、標柱6号から標柱8号までを市道平和町二丁目線20号に沿って結んだ線、標柱8号及び標柱9号を直線で結んだ線、標柱9号及び標柱10号を市道十一屋町線9号に沿って結んだ線、標柱10号及び標柱11号を直線で結んだ線並びに標柱11号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱12号及び標柱13号を一級幹線79号法島・大桑線に沿って結んだ線、標柱13号から標柱16号までを順次直線で結んだ線、標柱16号及び標柱17号を市道平和町二丁目20号に沿って結んだ線、標柱17号から標柱20号までを順次直線で結んだ線並びに標柱20号及び標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
金沢市法島町438番	1号
〃 〃 508番2	2号
〃 〃 521番	3号
〃 〃 533番3	4号
〃 〃 539番1	5号
〃 平和町二丁目130番	6号
〃 〃 163番3	7号
〃 法島町525番	8号
〃 十一屋町214番	9号
〃 〃 101番	10号
〃 法島町438番	11号
〃 平和町二丁目58番2	12号
〃 法島町552番2	13号
〃 〃 552番1	14号
〃 〃 565番	15号
〃 平和町二丁目63番	16号

〃	〃	58番 1	17号
〃	〃	〃	18号
〃	〃	58番 2	19号
〃	〃	〃	20号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

3 脇田谷内 1 号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 6 号及び標柱 1 号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
珠洲市若山町出田四壱部14番 1	1 号
〃 飯田町イ部 8 番 1	2 号
〃 〃 〃 〃	3 号
〃 若山町出田四七部 1 番	4 号
〃 〃 〃 〃 〃	5 号
〃 〃 〃 四壱部 7 番	6 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所地域整備課に備え置いて縦覧に供する。)

4 飯塚急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 22 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 22 号及び標柱 1 号を市道 7 号に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
珠洲市正院町飯塚参部212番	1 号
〃 〃 イ部32番 1	2 号
〃 〃 〃 62番 2	3 号
〃 〃 〃 〃	4 号
〃 〃 〃 〃	5 号
〃 〃 〃 〃	6 号
〃 〃 〃 61番	7 号
〃 〃 〃 59番	8 号
〃 〃 〃 〃	9 号
〃 〃 〃 58番 1	10号
〃 〃 〃 58番	11号
〃 〃 〃 53番	12号
〃 〃 〃 〃	13号
〃 〃 〃 41番	14号
〃 〃 〃 46番	15号
〃 〃 〃 44番	16号
〃 〃 参部161番	17号
〃 〃 59番	18号
〃 〃 参部180番 2	19号
〃 〃 〃 186番 2	20号
〃 〃 〃 192番 1	21号
〃 〃 〃 192番 2	22号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所地域整備課に備え置いて縦覧

に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務

(2) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 業務内容

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務実施仕様書に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。

(4) この公告の前5年間に於いて、国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市との間で先天性代謝異常等検査業務を元請業者として受託し、かつ、年間1万件を超える実績がある者であること。

(5) この調達に係る検査業務部門責任者又は検査担当者のうち1名以上が日本マス・スクリーニング学会認定技術者であること。

(6) 一般財団法人日本公衆衛生協会による精度管理において、前年度の成績が良好であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成26年3月14日（金）午前9時から同月18日（火）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年3月20日（木）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階

石川県健康福祉部少子化対策監室

電話番号 076-225-1424（内線4077） FAX番号 076-225-1423

(2) 交付期間

平成26年3月14日（金）午前9時から同月18日（火）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

平成26年3月25日（火）午後1時30分

石川県庁行政庁舎14階 1412会議室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1件当たりの単価の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー小松店

小松市北浅井町乙81ほか44筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成25年11月1日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年3月14日から同年4月14日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー串店
小松市串町ス11番地1ほか27筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成25年11月1日
- 3 市町の意見の概要
市町名 小松市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年3月14日から同年4月14日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー大聖寺店
加賀市大聖寺岡町ニ10
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成25年11月1日
- 3 市町の意見の概要
市町名 加賀市
意見の概要
(1) 騒音の発生に係る事項
当該施設は、騒音規制法及び振動規制法に定める規制地域に該当するため、特定施設の設置又は特定建設作業を行う場合は、環境課に届け出ること。
(2) 廃棄物に係る事項
廃棄物処理法その他関係法令等を遵守すること。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年3月14日から同年4月14日まで
-

平成25年度後期技能検定合格者公告

平成25年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

平成26年3月14日

(特級)

鑄造

A甲0001 A甲0002

金属熱処理

B0001

機械加工

A甲0002 A甲0010 B0007 B0012 B0013
B0019 B0020 C0001

仕上げ

A甲0003 B0005 B0007 B0008

機械検査

A甲0003 A甲0004 B0001 B0002

機械保全

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006
B0001 B0003 B0004 C0001

電子機器組立て

A甲0001

電気機器組立て

B0001 B0002

自動販売機調整

A甲0004 A甲0007 B0006

空気圧装置組立て

B0001

油圧装置調整

A甲0002

建設機械整備

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006
B0002 B0004 B0007

プラスチック成形

A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009

(1級)

さく井

パーカッション式さく井工事作業

A甲0001 A甲0005 A甲0006 A甲0007 C0001
C0002 C0004

ロータリー式さく井工事作業

C0001

工場板金

機械板金作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

数値制御タレットパンチプレス板金作業

A甲0001

機械検査

機械検査作業

A甲0001 A甲0005 A甲0016 B0001 B0002
B0003 B0005 B0006 C0005

機械保全

機械系保全作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 8
A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 4
A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 0	A 甲 0 0 3 2	A 甲 0 0 4 2	A 甲 0 0 4 3
A 甲 0 0 4 4	A 甲 0 0 4 6	A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 5 0	A 甲 0 0 5 1
A 甲 0 0 5 2	B 0 0 0 1	B 0 0 0 3	B 0 0 0 4	C 0 0 1 0
C 0 0 1 2	C 0 0 1 7	C 0 0 1 9	C 0 0 2 0	C 0 0 2 2
D 0 0 0 1				
電気系保全作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 6	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	C 0 0 0 1
C 0 0 0 3	C 0 0 0 4			
設備診断作業				
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3		
電子機器組立て				
電子機器組立て作業				
D 0 0 0 1				
電気機器組立て				
シーケンス制御作業				
A 甲 0 0 0 2				
半導体製品製造				
集積回路チップ製造作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2
A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	B 0 0 0 1	C 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 5	C 0 0 0 6		
集積回路組立て作業				
A 甲 0 0 0 2	C 0 0 0 1	C 0 0 0 3		
自動販売機調整				
自動販売機調整作業				
A 甲 0 0 0 1	B 0 0 0 2	B 0 0 0 3		
空気圧装置組立て				
空気圧装置組立て作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2
油圧装置調整				
油圧装置調整作業				
A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 5
A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1
A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 5	A 甲 0 0 2 6	A 甲 0 0 2 7
A 甲 0 0 2 8	A 甲 0 0 3 3	A 甲 0 0 3 4	A 甲 0 0 3 6	A 甲 0 0 3 9
A 甲 0 0 4 0	B 0 0 0 1	B 0 0 0 3	B 0 0 0 4	C 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 6	C 0 0 0 7
C 0 0 0 9				
農業機械整備				
農業機械整備作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 4
A 甲 0 0 1 5	B 0 0 0 1	C 0 0 0 1		
冷凍空気調和機器施工				
冷凍空気調和機器施工作業				

A甲0006	B0003	B0004	C0004	C0005
和裁				
和服製作作業				
C0001				
パン製造				
パン製造作業				
A甲0001	A甲0002	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011
A甲0012	A甲0013			
建築大工				
大工工事作業				
A甲0003	A甲0004	A甲0007	A甲0012	A甲0013
A甲0015	C0001	C0005		
かわらぶき				
かわらぶき作業				
A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0007
C0001				
配管				
建築配管作業				
A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0013	A甲0014	A甲0016	A甲0017
A甲0019	C0001	C0002		
厨房設備施工				
厨房設備施工作業				
A甲0001	A甲0004			
型枠施工				
型枠工事作業				
A甲0006	A甲0008	A甲0010	A甲0011	A甲0015
A甲0016	A甲0017	A甲0025	B0001	C0001
C0002	C0003			
鉄筋施工				
鉄筋施工図作成作業				
C0003	C0010	C0011	C0012	C0013
C0014	C0015	C0016	C0017	C0018
C0020	C0022	C0023	C0024	C0025
C0026				
鉄筋組立て作業				
A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0008	A甲0009
B0001	B0002	B0004	B0006	
コンクリート圧送施工				
コンクリート圧送工事作業				
A甲0001				
防水施工				
アスファルト防水工事作業				
C0001	C0002			
塩化ビニル系シート防水工事作業				
A甲0001	C0004	C0005		
改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業				

C 0 0 0 2	C 0 0 0 3				
自動ドア施工					
自動ドア施工作業					
A 甲 0 0 0 1					
ガラス施工					
ガラス工事作業					
A 甲 0 0 0 1					
機械・プラント製図					
機械製図CAD作業					
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	C 0 0 0 7	C 0 0 1 2		
電気製図					
配電盤・制御盤製図作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3				
塗装					
鋼橋塗装作業					
A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	
C 0 0 0 6	C 0 0 0 7	C 0 0 0 9			
舞台機構調整					
音響機構調整作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	B 0 0 0 1	C 0 0 0 1		
(単一等級)					
樹脂接着剤注入施工					
樹脂接着剤注入工事作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	C 0 0 0 1			
バルコニー施工					
金属製バルコニー工事作業					
A 甲 0 0 0 3					
(2級)					
さく井					
ロータリー式さく井工事作業					
A 甲 0 0 0 1					
工場板金					
機械板金作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	
A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 0	C 0 0 0 1			
機械検査					
機械検査作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	
A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 2 0	
A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 4	A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 3 6	A 甲 0 0 4 0	
A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 4 8	A 甲 0 0 4 9	A 甲 0 0 5 0	A 甲 0 0 5 1	
A 甲 0 0 5 2	B 0 0 0 4	B 0 0 0 5	B 0 0 0 6	B 0 0 1 0	
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	
C 0 0 0 6	C 0 0 0 7	C 0 0 0 8	C 0 0 0 9	C 0 0 1 0	
C 0 0 1 2	C 0 0 1 4	C 0 0 1 7	C 0 0 1 8	C 0 0 1 9	
機械保全					
機械系保全作業					
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	

A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023
A甲0024	A甲0027	A甲0028	A甲0033	A甲0035
A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0043	A甲0045
A甲0046	A甲0051	A甲0052	A甲0057	A甲0060
A甲0061	A甲0067	A甲0070	A甲0074	A甲0082
A甲0084	A甲0085	A甲0086	A甲0087	A甲0088
A甲0095	A甲0097	A甲0101	A甲0102	A甲0106
B0004	B0005	B0007	B0009	C0002
C0005	C0009	C0013	C0014	C0015
C0016	C0019	C0021	C0022	C0028
C0029	C0031	C0032	C0033	C0034
電気系保全作業				
A甲0001	A甲0007	A甲0010	A甲0011	A甲0013
A甲0021	A甲0022	A甲0025	A甲0028	A甲0029
A甲0032	C0002	C0007	C0012	C0014
C0015				
設備診断作業				
C0001	C0002			
電気機器組立て				
シーケンス制御作業				
A甲0003	A甲0004	C0001		
半導体製品製造				
集積回路チップ製造作業				
A甲0001	A甲0004	A甲0007	A甲0009	A甲0010
B0002	C0001	C0003	C0004	C0005
C0006				
自動販売機調整				
自動販売機調整作業				
A甲0002	A甲0007	B0003	C0001	
時計修理				
時計修理作業				
A甲0001				
空気圧装置組立て				
空気圧装置組立て作業				
A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0014
A甲0015	A甲0017	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0034
A甲0035	B0001			
油圧装置調整				
油圧装置調整作業				
A甲0001	A甲0012	A甲0013	A甲0021	A甲0024
A甲0025	A甲0027	A甲0029	A甲0031	A甲0036
A甲0037	A甲0038	A甲0041	A甲0047	A甲0048
B0003	B0004	B0006	C0002	C0006
C0007				
農業機械整備				
農業機械整備作業				

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 2				
冷凍空気調和機器施工				
冷凍空気調和機器施工作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 6
B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	B 0 0 0 3		
和裁				
和服製作作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2
C 0 0 0 3	C 0 0 0 4			
帆布製品製造				
帆布製品製造作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2			
プラスチック成形				
射出成形作業				
C 0 0 0 1				
パン製造				
パン製造作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	B 0 0 0 2		
酒造				
清酒製造作業				
A 甲 0 0 0 1				
建築大工				
大工工事作業				
A 甲 0 0 0 2				
かわらぶき				
かわらぶき作業				
A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 1			
配管				
建築配管作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 7
A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	B 0 0 0 1	C 0 0 0 1	
型枠施工				
型枠工事作業				
A 甲 0 0 0 1				
鉄筋施工				
鉄筋組立て作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 5		
コンクリート圧送施工				
コンクリート圧送工事作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	C 0 0 0 1		
防水施工				
アスファルト防水工事作業				
A 甲 0 0 0 1				
ガラス施工				
ガラス工事作業				
A 甲 0 0 0 2				

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0013

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006

金属材料試験

組織試験作業

A甲0002 A甲0003

塗装

鋼橋塗装作業

A甲0001 A甲0002

舞台機構調整

音響機構調整作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0007 C0001

工業包装

工業包装作業

A甲0001 A甲0005 B0001

(3級)

造園

造園工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006
A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011
A甲0012 A甲0013

機械加工

普通旋盤作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005
A甲0007 A甲0009 A甲0012 A甲0013 A甲0014
A甲0015 A甲0016 A甲0018 A甲0019 A甲0020
A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025
A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030
A甲0031 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036
A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042
A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046 A甲0047
A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052
A甲0053 A甲0054 A甲0055 A甲0056 B0001
B0002 B0003 B0004 C0001 C0002
C0003 C0004

フライス盤作業

D0001 D0002 D0003 D0004 D0005
D0006 D0007 D0008 D0009 D0010
D0011

機械検査

機械検査作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005
A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011
A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016
A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021

A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0031	A甲0032
A甲0033	A甲0035	A甲0037	A甲0038	A甲0039
A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044	A甲0045
A甲0046	A甲0047	A甲0049	A甲0050	A甲0051
A甲0052	A甲0053	A甲0055	A甲0056	A甲0058
A甲0059	A甲0060	A甲0061	A甲0062	A甲0064
A甲0065	A甲0066	A甲0067	A甲0069	A甲0071
A甲0072	A甲0073	A甲0075	A甲0076	A甲0077
A甲0078	A甲0079	A甲0080	A甲0081	A甲0083
A甲0084	A甲0087	A甲0088	A甲0089	A甲0091
A甲0094	A甲0095	A甲0096	A甲0097	A甲0098
A甲0099	A甲0100	A甲0101	A甲0102	A甲0103
A甲0104	A甲0105	A甲0106	A甲0107	A甲0108
A甲0109	A甲0110	A甲0111	A甲0112	A甲0113
A甲0114	A甲0115	A甲0116	A甲0117	A甲0118
A甲0119	A甲0120	A甲0121	A甲0122	A甲0123
A甲0124	A甲0125	A甲0126	A甲0127	A甲0128
A甲0129	A甲0130	A甲0131	A甲0135	A甲0136
A甲0137	A甲0138	A甲0139	A甲0140	A甲0143
A甲0145	A甲0146	A甲0147	A甲0149	A甲0150
A甲0151	A甲0152	A甲0153	A甲0155	A甲0156
A甲0157	A甲0158	A甲0159	A甲0162	A甲0163
A甲0164	A甲0165	A甲0166	A甲0167	A甲0168
A甲0169	A甲0171	A甲0172	A甲0173	A甲0175
A甲0177	A甲0178	A甲0183	A甲0185	A甲0186
A甲0189	A甲0190	A甲0192	A甲0193	A甲0195
A甲0198	A甲0201	B0001	B0002	B0003
B0004	B0005	B0007	B0008	B0009
B0010	B0011	B0012	B0013	B0014
B0015	B0016	B0017	B0018	B0019
B0020	B0021	B0022	B0023	B0024
C0001	C0002	C0003	C0004	

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005
A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010
A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015

シーケンス制御作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005
A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010
A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015
A甲0016	A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020
A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031
A甲0032	A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036
A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040	A甲0041
A甲0044	A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0048

A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0056
 A甲0057 A甲0058 A甲0060 A甲0061 A甲0069
 C0001

プリント配線板製造

プリント配線板設計作業
 A甲0001

時計修理

時計修理作業
 A甲0001 A甲0002 A甲0003

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業
 A甲0001

和裁

和服製作作業
 A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

プラスチック成形

射出成形作業
 A甲0001 A甲0002 A甲0003

建築大工

大工工事作業
 A甲0008 A甲0009

電気製図

配電盤・制御盤製図作業
 A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0006 A甲0007
 C0001

農業委員会が行う交換分合計画の認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

交換分合を行う者の名称	地 区 名	認可年月日
七 尾 市 農 業 委 員 会	高 階 地 区	平成26年3月6日

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成26年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成26年3月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- (1) 平成25年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成26年4月まで
- (2) 平成25年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成26年5月まで
- (3) 平成25年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成26年6月まで
- (4) 平成26年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月まで
- (5) 平成26年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月まで
- (6) 平成26年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月まで
- (7) 平成26年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月まで
- (8) 平成26年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月まで
- (9) 平成26年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

3 申請の方法等

- (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
- (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

イ 添付書類

(ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類

(イ) 省令第19条の5に規定する書類（総合評定値を請求する場合）

(ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例（平成12年石川県条例第7号）別表15の項に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼付して提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

2に定める期間内

(2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参すること。

8 問合せ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ

金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1712

公安委員会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十四日

石川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の表県道松任宇ノ気線の項区間の欄を次のように改める。

Table with 1 column: 金沢市専光寺町ル八十六の一から金沢市湊三丁目六十番まで, 白山市乾町百五十七番四地から金沢市寺中町イ一番五地まで

第十条の表県道金沢田鶴浜線の項区間の欄を次のように改める。

Table with 1 column: 金沢市西念四丁目二千四百二十二番から金沢市湊四丁目十三番二まで, 金沢市湊三丁目一番十六から金沢市栗崎町一丁目九十一番一まで, 金沢市栗崎町五丁目一番地から七尾市大津町南椎木谷五番一地まで, 河北郡内灘町字千鳥台四丁目二番二地から河北郡内灘町字大根布り二百五十一番一地まで

第十条の表に次のように加える。

Table with 2 columns: 白山市道松任あさひ線, 白山市中新保町五十二番一地从り白山市宮永町二千九十六番一地まで

第三十四条の三を次のように改める。

(国外運転免許証の交付申請)

第三十四条の三 法第一百七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付申請は、運転免許課長又は住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、金沢市、かほく市、河北郡に住所を有する者は、運転免許課長を経由して行わなければならない。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県公安委員会告示第25号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により告示する。

平成26年3月14日

石川 県 公 安 委 員 会

平成26年度地域交通安全活動推進委員

石川 県 公 安 委 員 会

Table with 4 columns: 活動区域管轄警察署, 氏 名, 住 所, 委嘱年月日. Includes names like 水口 丈 夫, 関 澤 進, etc.

	源 正 弘 田 中 妙 子 岩 井 重 哲 竹 本 健 一 窪 田 篤	金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市
金 沢 東 警 察 署	関 仁 的 場 暎 夫 杉 村 茂 一 太 田 治 郎 坂 本 守 小 田 茂 樹 岩 田 修 高 辻 光 雄 原 子 光 昭	白山市 金沢市 加賀市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 白山市
金 沢 西 警 察 署	南 部 喜 孝 田 井 良 治 中 村 外 男 中 村 美 智 子 長 能 豊 実 西 山 勇 南 野 洋 子 山 田 節 子 谷 内 勲	金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市
大 聖 寺 警 察 署	岸 省 三 池 端 一 郎 長 澤 一 郎 大 尾 嘉 郁 代 山 崎 敬 子 東 出 友 明 上 野 幸 司	加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市
小 松 警 察 署	北 村 嘉 章 角 谷 俊 隆 倉 重 道 弘 森 金 太 郎 押 野 瑞 代 武 田 新 平 村 上 正 之 内 野 裕 文	小松市 能美市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市
寺 井 警 察 署	小 竹 隆 村 上 忠 志 中 野 博 昭 秋 田 順 孝 廣 瀬 伸 雄	能美郡川北町 能美市 能美市 能美市 能美市
白 山 警 察 署	今 井 信 介 亀 田 達 也 河 奥 德 光 小 柳 浩 一	白山市 小松市 白山市 白山市

	島田 康隆 大長 行雄 辻 満さ子 中井 謙一 中川 衛 二木 喜博 宮森 八代江	白山市 金沢市 野々市市 白山市 白山市 白山市 白山市
津 幡 警 察 署	中川 慧 松井 吉修 庭田 忍 上山 幸吉 幸田 久胡 川幡 明嗣	河北郡津幡町 かほく市 かほく市 かほく市 河北郡内灘町 河北郡津幡町
羽 咋 警 察 署	稲岡 利男 霊崎 昇一 谷野 暢子 葛城 洋子 磯見 篤介 盛田 貢	羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋市 羽咋市
七 尾 警 察 署	播摩 正義 大野 辰男 宮本 義典 近藤 整弘 井田 松円 室屋 佳美 政浦 義輝 領家 優	七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町
輪 島 警 察 署	里谷 光弘 伏原 正志 高田 雅文 森脇 義幸 杉谷 忠勝 山田 謙太郎 米田 美智江 坂本 間太彦 初瀬 すみゑ 島本 招次	輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町 輪島市 輪島市
珠 洲 警 察 署	山根 義昭 橋本 忠雄 小坂 広一 堂前 靖彦 谷口 信幸 直川 修次 安用寺 伯文 多間 利一 向平 節子 堂野 和章	鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 珠洲市 珠洲市 珠洲市 珠洲市 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町